

枚方市若者世代 空き家活用補助制度

若者世代の住宅取得を支援します！

だから、枚方



詳細はコチラ

若者世代が
昭和56年5月以前建築の空き家を取得し

除却・新築なら

100万円
補助

耐震化リフォームなら

最大 ※1
185万円
補助

所得制限なし ※1

対象者

- ✓ 40歳未満の夫婦等 または 18歳未満の子がいる世帯
- ✓ 市内の賃貸・実家等 ※2 または 市外に1年以上居住している

※1 耐震改修補助制度（所得制限あり）を含む ※2 実家等：申込者の2親等以内の親族が所有する住宅

土地・建物の売買契約・各種契約前に事前協議が必要です

補助要件

- ☐ 昭和56年5月31日以前に着工した居住されていない戸建て住宅等を取得し、建物を建て替えまたは耐震化リフォームすること
 - ※土地・建物の購入は、若者世代の名義または若者世代と2親等以内の者と共有名義で行うこと
 - ※各種工事は、若者世代または若者世代と2親等以内の者の連名で契約すること
- ☐ 取得する空き家が枚方市立地適正化計画に定められた区域内にあること
- ☐ 世帯全員が補助対象の住宅に転入後3年以上継続して居住すること
 - ※市税の滞納がある者、暴力団関係者は申込できません。
 - 虚偽の申告によって補助金の交付を受けた場合は補助金の返還が必要となります。

立地適正化計画の確認はこちら▶
(きてみてひらかたマップ)



手続きの流れ

1 事前協議

必ず全ての契約前に必要書類を住宅まちづくり課へご提出ください。※郵送申込可

2 交付申込（※事前協議完了通知日から90日以内）

物件を取得し、土地・建物の所有権移転登記を行った後、交付申込を行ってください。

工事・転入

各種工事を進めてください。

リフォーム工事の場合は、総合評点が1.0以上になるよう建物の耐震化工事を行ってください。

工事完了後、申込みいただいた世帯全員の住民票移転を行ってください。

3 工事完了報告（※交付決定した年度の翌年度2月末日まで）

工事・転入（住民票移転）が完了したら工事完了報告書を提出してください。

4 交付請求

交付額確定通知書が届いたら交付請求書を提出してください。

※交付請求書の提出から1か月程度で振り込みが完了します。

提出書類

事前協議	交付申込	工事完了報告	交付請求
☐ 事前協議書（市様式） ☐ 取得する空き家の土地・建物の登記事項証明書 ☐ 取得する空き家の外観写真	☐ 交付申込書（市様式） ☐ 事前協議書完了通知書のコピー ☐ 所有権移転後の土地・建物の登記事項証明書（※申請中の場合は控え可） ☐ 世帯全員の住民票 ☐ 土地・建物の売買契約書のコピー ☐ 各種工事の見積書のコピー ☐ その他※ ※申込者の状況により追加で必要な書類があります。 詳細はお問い合わせを。	☐ 工事完了報告書（市様式） ☐ 交付決定通知書のコピー ☐ 転居後の世帯全員の住民票 ☐ 各種工事の請負契約書のコピー ☐ 工事完了後の住宅の外観写真 ☐ 建物の登記事項証明書（※除却・新築の場合） ☐ 検査済証のコピー（※新築・増築の場合） 【耐震化リフォームの場合は上記書類に加え以下の書類】 ☐ 耐震性を証明する書類 ☐ リフォーム工事の明細書のコピー ☐ 工事内容を確認できる図面 ☐ リフォーム工事の領収書のコピー	☐ 交付請求書（市様式） ☐ アンケート

枚方市 住宅まちづくり課

〒573-8666 枚方市大垣内町2丁目9-15（枚方市役所 分館2階）

TEL:072-841-1478 FAX:072-841-5101 ※郵送申込可

Mail:jumachi@city.hirakata.osaka.jp

※制度利用を検討される場合は、各種契約の前に住宅まちづくり課へお問い合わせください。

申込先